

災害臨時号

発行 南三陸町企画課

vol.1

南三陸町民憲章

海のように広い心で

魚のようにいきいき泳ごう

山のように豊かな愛で

繭のようにみんなを包もう

空のように澄んだ瞳で

川のように命をつなごう

大きな自然の手のひらに

抱かれている町 南三陸

家族がそばにいたことが、あたりまえだったのに、
仲間がそばにいたことが、あたりまえだったのに、

平成23年3月11日、

私たちは、これ以上ない悲しみを体験しました。

こんな時にこそ、

町民みんなの気持ちをひとつにして、前へ進もう。

「南三陸町民憲章」を、今一度、心に刻んで。

このたびの東日本大震災により尊い人命を失われた方々のご遺族の皆様にご挨拶申し上げますとともに、未だ行方不明の方々の一刻も早い発見を、心よりお祈り申し上げます。また、被災現場や避難所において、献身的に働いている皆様に対し、衷心より感謝を申し上げます。

現在、町災害対策本部においては、大津波により寸断されたライフラインの復旧作業を急ぐとともに、行方不明者の捜索やガレキの撤去、仮設住宅の建設といった、喫緊の震災対応に全力を傾注しております。

今後においても、町民の皆様との絆を大切にしながら、町の復興に専心してまいり所存でありますので、一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

震災発生以降これまで、町には全国の皆様方から多くの義援金や救援物資が届けられております。この多くの温かいご支援に対しまして、最大限の感謝を申し上げます。大変ありがとうございます。

南三陸町長 佐藤 仁

このたびの東日本大震災により尊い命を失われた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災を受けた方々に、議会を代表して心よりお見舞い申し上げます。また、被災現場で昼夜を問わず働いている皆様に対し、心より敬意と感謝を申し上げます。

さて、当町は、大津波により多くの尊い生命と財産を失うこととなりました。現在、ライフラインをはじめ仮設住宅、生活再建支援金、学校の再開など、再建に向けた取り組みが着実に進んでおりますが、議会といたしましても、国・県に対し復興に向けた支援策を強く要望しております。

町民の皆様が安心して安全に暮らすため、町政の一端を担う議会としても、災害に強い町づくりを目指し、町の復興に執行部と一体となって取り組んでまいります。

今後とも、議会に対するご支援を賜りますとともに、町民皆様のご健康を、心からお祈り申し上げます。

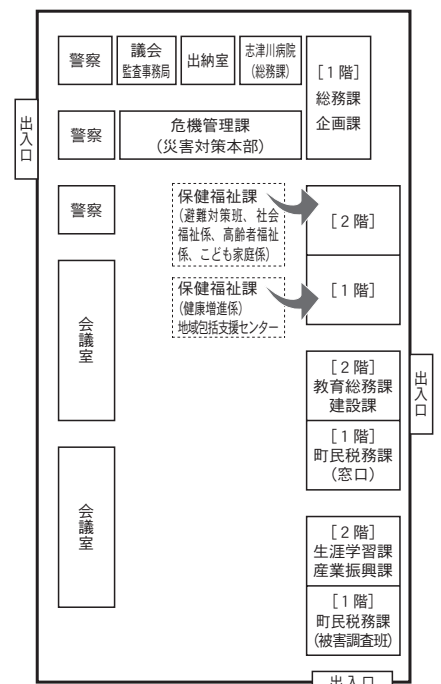
南三陸町議会議長 後藤 清喜

仮庁舎のお知らせ

現在、南三陸町役場はスポーツ交流村のテニスコート内に仮庁舎を設置し、業務を行っております。主な業務内容、連絡先は次のとおりです。

- ◆総務課 町財政、人事など。
☎ 46-1370
- ◆危機管理課(災害対策本部) 災害統括、被害状況など。
☎ 46-2600
- ◆企画課 復興計画、広報など。
☎ 46-1371
- ◆町民税務課(窓口) 各種証明
税、年金、医療給付など。 ☎ 46-1373
- ◆町民税務課(被害調査班) 被災証明、被害調査など。

南三陸町役場 仮庁舎案内図



- ◆保健福祉課(避難対策班、健康増進係、子ども家庭係) 避難者状況、集団避難、保健指導、保育所・保育園など。
☎ 46-5113
- ◆保健福祉課(社会福祉係、高齢者福祉係) 安否確認、災害支援金・義援金、高齢者福祉など。
☎ 46-2601
- ◆保健福祉課(避難対策班、健康増進係、子ども家庭係) 避難者状況、集団避難、保健指導、保育所・保育園など。
☎ 46-1372

- ※安否確認ダイヤル ☎ 090-5538-1357
- ◆地域包括支援センター 介護予防支援など。 ☎ 46-5588
- ◆環境対策課 ごみ、し尿、火葬場管理など。 ☎ 090-2859-3841
- ◆産業振興課 農林・水産・商業・観光振興など。 ☎ 46-1378
- ◆建設課 仮設住宅、がれき撤去など。 ☎ 46-1377
- ◆上下水道事業所 上水道の応急復旧など。 ☎ 090-11618-2408
- ◆生涯学習課 社会教育、文化財など。 ☎ 46-2639
- ◆教育総務課 学校管理など ☎ 46-2604

※電話回線が完全に整備されていません。その他の連絡は、代表電話(☎46-2600)におかけください。

窓口業務

◆開庁場所

役場仮庁舎内町民税務課

※5月中旬頃を目途に、平成の森にも窓口を設置する予定です。

◆開庁日

月曜日から金曜日及び日曜日
※土曜日及び祝日はお休みします。

◆開庁時間

午前9時から午後3時
※5月9日(月)からは、午前8時30分から午後5時15分に変更となります。

◆取扱業務内容

住民異動届関係(転入出、転居届など)、戸籍の届出関係(出生、死亡届など)、住民票関係、印鑑証明、所得証明、課税証明、納税証明、資産証明、評価証明、公課証明
※戸籍謄抄本は、6月1日(水)から発行します。

※印鑑登録は、平成23年12月31日までの暫定的な取り扱いにより業務を実施しています。

この期間に印鑑登録をされた方は、平成24年1月以降に、再度登録換えの手続きが必要になります。

◆国民年金保険料 被災により、住宅などについて、おおむね二

分の以上の損害を受けた方は、申請により保険料が全額免除になります。申請手続きなどの詳しい内容は、石巻年金事務所(☎0225-225119)まで問い合わせください。
※口座振替を利用されている方は、口座振替の停止手続きが

税

政府では、緊急の対応としての税制上の特例等に係る措置を講じるため、関連法案を閣議決定して国会に提出し、早期成立を図ることとしています。左記の掲載内容は、平成23年4月13日(水)開催の政府税制調査会で審議されたものです。

◆個人住民税(所得税に係る措置と同様)

①雑損控除の平成22年分所得への適用、繰越控除期間の延長
②事業用資産等の損失額の平成22年分事業所得における必要経費への算入、繰越可能期間の延長
③住宅ローン控除の継続適用
※関連法案が成立した場合は、あらかじめ申告受付を実施する予定です。

※個人住民税特別徴収(給料天引き)の納税通知書発送につ

必要となりますので、お早めにご相談ください。

※役場仮庁舎での国民年金の各種手続きは、6月から受け付けします。

◆連絡先 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

いて、今年は数カ月遅れる見込みになっています。給料天引き等で支障がある事業主の方はご連絡ください。

◆法人住民税

①法人住民税の災害減免
②法人税における特別償却等の措置の反映

◆固定資産税

①津波により甚大な被害を受けた区域内の土地・家屋に係る平成23年度分の課税免除
②被災住宅用地の特例
③被災代替住宅用地の特例
④被災代替家屋の特例
⑤被災代替償却資産の特例
※今後は、流失した土地や家屋課税台帳を復元するため、現地調査を実施する予定です。

◆軽自動車税(自動車税に係る措置と同様)

①被災代替軽自動車等に係る軽自動車税の非課税
※軽自動車税の対象車輛が、地

震津波により運行できない場合は、届出により課税されないこととなりますので、お早めに減失等の届出を町民税務課まで提出願います。

◆国民健康保険税
平成23年4月末日が納期限の国民健康保険税(第1期分)は、6月末日まで納期を延期します。

◆国民健康保険税
平成23年4月末日が納期限の国民健康保険税(第1期分)は、6月末日まで納期を延期します。

◆国民健康保険税
平成23年4月末日が納期限の国民健康保険税(第1期分)は、6月末日まで納期を延期します。

医療給付

【保険証】

国民健康保険証及び後期高齢者医療保険証は、当分の間発行できませんが、平成23年5月末日までは、被災者であることに加え、住所、氏名、生年月日を申し出れば、保険証が無くとも無料で受診することができます。

【各種医療受給者証】

乳幼児医療費、母子父子家庭医療費及び心身障害者医療費受給者証は、当分の間発行できませんが、医療機関等の窓口で一部負担を支払った場合は、領収

国民健康保険税の減免については、詳細が決まり次第お知らせします。

◆介護保険料

介護保険料の減免については、詳細が決まり次第お知らせします。

◆連絡先 町民税務課課税係 ☎46-1372

書を添付のうえ、町民税務課窓口にご請求してください。なお、請求受付の時期など、詳しい内容は、決まり次第お知らせします。

【子ども手当】

子ども手当は、2月から5月の4カ月分を6月10日(金)に口座振込にて支給する予定です。新規申請が必要な方には、文書等で連絡しますので、5月中旬に手続きをお願いします。なお、子ども手当を受給中の方は、特に申請の必要はありません。

◆連絡先 町民税務課医療給付係 ☎46-1373

※町外に避難されている方は、避難先の市町村でも母子手帳や予防接種予診票の交付を受けることができます。

【各種予防接種】

◆ポリオ予防接種 4月の集団

保健福祉関連

【保健センター業務】

母子手帳の交付や各種相談業務を役場仮庁舎で再開しました。気軽に相談ください。

接種は中止になりました。次回
は、11月に実施する予定です。

◆その他の予防接種 三種混合
や麻疹風しんなどは、町内の
指定医療機関（公立志津川病院
鎌田医院）で接種できるよう準
備を進めています。また、町の
助成があるBCGや子宮頸がん
予防接種などについても、同じ

保育所・保育園

町立保育所（園）は、園庭が
完全に浸水した志津川保育所と、
避難所として使用している名足
保育園を残して、津波により流
失・浸水の被害を受けました。

残った施設の安全性などを確
認していますが、いずれも相当
程度の修繕が必要で、現状での
施設利用は不可能な状態です。
また、再開の時期についても、
ライフラインが復旧していない
ことなどから、未定となってい
ます。一日でも早く保育所（園）
を再開できるように努めるとと
もに、状況が改善した際には、
いち早くお知らせしますので、
ご理解をお願いします。

◆連絡先 保健福祉課こども家
庭係 ☎46-51113

く準備を進めていますので、詳
細が決まり次第お知らせします。

【乳幼児健康診査】
現在、実施方法や時期につい
て検討中です。町外に避難され
ている方については、避難先市
町村で受けることができます。
◆連絡先 保健福祉課健康増進
係 ☎46-51113

支援金・義援金

【被災者生活再建支援金】
災害被災者の生活再建のため
に、世帯を単位として生活再建
支援金が支給されます。

- ◆基礎支援金
- ・住宅全壊：二人以上の世帯は
100万円、一人世帯は75万円
- ・住宅大規模半壊：二人以上の
世帯は50万円、一人世帯は37
万5千円

◆加算支援金（基礎支援金を受
けることができる方で、住宅
を建設、購入、補修及びパー
トなどを賃借される世帯が対
象）

- ・建築、購入：二人以上の世帯
は200万円、一人世帯は150万円
- ・補修：二人以上の世帯は100万
円、一人世帯は75万円
- ・賃貸：二人以上の世帯は50万
円、一人世帯は37万5千円

◆申請受付期限

・基礎支援金：平成24年4月10
日まで

・加算支援金：平成26年4月10
日まで

◆申請受付会場 役場仮庁舎

◆支援金の支給について
申請から2カ月程度の期間を
要します。申請方法などの詳し
い内容は問い合わせください。

【東日本大震災災害義援金】
宮城県災害義援金配分委員会
において、災害見舞金として第
一次配分が決定されました。

◆配分対象及び金額

・死亡、行方不明者：一人当た
り35万円

・住宅全壊：一世帯当たり35万
円

・住宅大規模半壊：一世帯当た
り18万円

・住宅半壊：一世帯当たり18万
円

◆申請方法 住宅全壊及び大規
模半壊世帯については、生活再
建支援金と同時に受け付けます。

なお、住宅半壊世帯については、
5月17日（火）から、役場仮庁
舎にて申請を受け付けます。

※死亡、行方不明者については、
現在、戸籍が確認できないた
め申請を受け付けることがで
きません。改めてお知らせし

ますのでご了承ください。

◆義援金の配分について
平成23年5月下旬から6月上
旬を目途に、配分が可能となっ
た分から配分する予定としてい

上下水道

【給水の見直し】

当面は、上下水道の応急復旧に
全力を注ぎ、早期の給水開始を
目指します。給水開始の時期は、
地区の被災状況により異なりま
すが、約2カ月から6カ月先と
考えています。給水が開始され
るまでは、給水車による給水活
動を続けます。

【水道料金・下水道料金】

◆3月分（2月使用分） 免除
とします。

※口座振替により引き落としに

ます。そのほかの詳しい内容は
問い合わせください。

◆連絡先 保健福祉課社会福祉
係 ☎46-51113

なった方は、全額をその口座
に返金します。

◆4月分以降 基本料金を含め、
給水を開始するまで料金は徴収
しません。

【各種手続き】

◆中止届 職権で全世帯を中止
していますので、届出は不要で
す。

◆開始届 給水開始となった時
点で、水道事業所の職員が現地
を確認しますので、その際に提
出してください。

◆連絡先 上下水道事業所
☎090-161812408

公立志津川病院

【外来診療】

◆場所 ベイサイドアリーナ駐
車場内仮設診療所

◆診療受付時間 午前8時30分
〜午前11時、午後2時〜午後4
時

◆診療科目 内科（月〜金）、
循環器内科（火・金）、泌尿器
科（金） ※午前のみ診療、外

科（金） ※午前のみ診療、外

科（月・金）、整形外科（火・
水・木）、小児科（月・水）、歯科
（月〜金）、眼科・耳鼻科・皮膚
科（金） ※午前10時から午前11
時30分まで診療

※泌尿器科は、5月6日（金）
からの診療開始となります。

◆巡回診療

◆診療時間 午後1時〜午後3
時

◆巡回場所 月：入谷小学校、

火：歌津中学校、水：志津川小学校、木：志津川高校、金：志津川自然の家
◆連絡先 公立志津川病院
☎080-1506519467

教育関連

【町立小中学校の再開】

町立小中学校の学校再開については、次のとおりです。なお、学校施設が被災した戸倉小学校及び戸倉中学校は、旧登米市立善王寺小学校に、名足小学校については伊里前小学校に学校機能を一時的に移転します。

◆**始業式** 5月10日（火）全小中学校

◆**入学式** 5月11日（水）戸倉小学校、伊里前小学校、名足小学校、戸倉中学校、歌津中学校、5月12日（木）志津川小学校、入谷小学校、志津川中学校

◆**学校給食** 当分の間は、パンと牛乳などの簡易給食となります。給食費は免除です。

◆**スクールバス** 当分の間、一部区間で臨時スクールバスを運行します。

※詳細については、各学校を通じてお知らせします。

【教員補助者の募集】

◆**募集期間** 5月1日（日）～5月10日（火）

◆**業務内容** 特別な配慮が必要な児童生徒の支援
◆**応募資格** 満18歳以上の健康な方（高校生を除く。）

◆**募集人員** 志津川小学校3人、戸倉小学校1人、入谷小学校2人、伊里前小学校2人、名足小学校2人、志津川中学校2人、歌津中学校2人

◆**任用期間** 5月16日（月）～7月31日（日）

◆**勤務日・勤務時間** 原則として月曜日から金曜日まで、1日6時間勤務

◆**賃金** 時給820円

◆**申し込み先** 各学校に直接申込みください。

◆**【南三陸町育英資金の貸付者】** 震災により、育英資金の業務が滞っておりますことをお詫び申し上げます。今後の業務のため、次の点について、ご理解とご協力をお願いします。

・現在貸付を受けていて継続を希望する方、貸付が完了し現在返済中の方は、至急教育総務課までご連絡ください。

・平成23年度の貸付を申し込みました方は、受理した書類が流れたため、再度提出願います。（貸付決定の時期は未定です。）

建設関連

【応急仮設住宅】

仮設住宅の入居申請は、希望する地区などを記入し、事前に申請をしておくことが可能です。また、一度申請をすれば、再度の申請をすることなく、次回以降の抽選を受けることができます。入居を希望する方は、お早めに申請してください。

◆**4月末完成** 登米市横山住宅（59戸）

◆**5月上旬完成予定** 志津川自然の家（81戸）

◆**5月中旬完成予定** 吉野沢住宅（64戸）、志津川小学校（60戸）、志津川中学校（102戸）

◆**5月下旬完成予定** 志津川高等学校（50戸）、平成の森（200戸）、伊里前小学校（25戸）、歌津中学校（35戸）、入谷中学校跡地（20戸）

※今後着工が決定する分についても、広報紙に掲載または避難所に掲示するなどして、お知らせします。

◆**【がれき撤去】** 町では、倒壊した家屋、自動車、船舶等の撤去作業を建設業協会に委託して実施しています。

◆**連絡先** 建設課 ☎46-1377

ごみ

町内の各家庭及び避難所のゴミ収集は、当分の間次のとおり行います。

◆**【収集するごみ】**
◆可燃ごみ：紙類、生ごみ等
◆資源ごみ：ビン、缶、ペットボトル、ダンボール

※衣類、新聞、雑誌類、燃えない

いゴミ等は収集できません。収集できる状況になった際にお知らせします。

◆**【収集場所及び収集日】** 各行政区及び避難所にお知らせしているとりの日程で収集を行いますので、指定日の午前9時までに、最寄りの集積場所に出してください。

◆**【連絡先** 環境対策課
☎090-285913841

東北電力から

東北電力では、避難所や多数の方が利用する施設を優先して復旧作業を進めています。今後約300本の電柱と約40キロメートルの電線の敷設が必要であり、継続して復旧作業を行ってまいります。地域によっては、復旧に時間を要する見通しとなっています。詳しくは、コールセンターに問い合わせください。

◆**【復旧状況（4/27現在）】**
◆**志津川地区** 黒崎、林、上保呂毛、磯の沢、平井田、沼田、大沢、大上坊、米広、大畑

◆**入谷地区** 全域
◆**戸倉地区** 街道方、町、脇の

◆**歌津地区** 弘川、上沢、樋の口、宮方、中在、田表、石泉、吉野沢、川内、峰畑、枡沢、白山、大森、平松、砂浜、皿貝、町向

※被災の状況により、一部未送電のところもあります。

◆**連絡先** 東北電力 ☎0120-175366

編集後記

大変遅くなりましたが、やっと皆さんに広報紙をお届けすることができました。毎月1日と16日の2回の発行を予定しています。皆さんの役に立てる情報掲載していきたいと思っておりますので、ご意見をお寄せください。